

総務政策常任委員会会議録

令和2年1月23日

場 所 第2委員会室

令和2年1月23日(木曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・令和2年国勢調査宮崎県実施本部の設置について
- ・宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)の制定について
- ・国民スポーツ大会に向けた体育館の整備について
- ・宮崎県東京ビルの再整備について

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	脇谷のりこ
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		武田浩一
委員		高橋透
委員		重松幸次郎
委員		来住一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	渡邊浩司
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	松浦直康
総合政策部次長 (県民生活・文化祭担当)	小堀和幸
総合政策課長	小倉佳彦

秘書広報課長	児玉憲明
広報戦略室長	松野義直
統計調査課長	長倉健一
総合交通課長	大東収
中山間・地域政策課長	日高正勝
産業政策課長	米良勝也
生活・協働・男女参画課長	渡久山武志
交通・地域安全対策監	水口圭二
みやざき文化振興課長	日吉誠一
国民文化祭・障害者芸術文化祭課長	坂元修一
記紀編さん記念事業推進室長	河野龍彦
人権同和対策課長	磯崎史郎
情報政策課長	鎌田伸次
国民スポーツ大会準備課長	岩切喜郎

総務部

総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
総務部次長 (総務・市町村担当)	横山幸子
総務部次長 (財務担当)	小田光男
危機管理局長 兼危機管理課長	温水豊生
総務課長	棧亮介
人事課長	田村伸夫
行政改革推進室長	平山文春
部参事兼財政課長	吉村達也
財産総合管理課長	横山直樹
防災拠点庁舎整備室長	楠田孝蔵
税務課長	永田耕嗣
市町村課長	石田涉
総務事務センター課長	満行智浩
消防保安課長	室屋利春

事務局職員出席者

議事課主査 本田雄毅

総務課主事 浜砂貴裕

○日高委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時0分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

皆さん、おはようございます。

令和2年初めての常任委員会ということで、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項について説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

○渡邊総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、お礼を2点申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、昨年12月11日から14日にかけて台湾を訪問しましたけれども、その際には、県議会から丸山議長、日高委員長、高橋委員に御参加をいただきまして、チャイナエアライン本社を初めとする訪問先において、宮崎—台北線の早期の増便を要望してまいったところでございます。

このような中、昨日、宮崎空港で開催されました宮崎—台北線就航10周年記念式典におきまして、同社から3月19日より週3便への増便が発表されたところであります。

これもひとえに県議会を初めといたします皆様方からの多大なお力添えのおかげでありまして、心より感謝を申し上げます。

今後とも、路線の維持・充実にしっかりと取り組んでまいりますので、引き続き御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、2点目でございますけれども、1月11日に行われました、我が国を代表いたします国文学者、中西進先生によります国文祭・芸文祭みやざき2020のプレイベント文化講演会につきましては、丸山議長、日高委員長を初め、委員の皆様にご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

当日は多くの皆様にご来場いただきまして、大会本番に向けて素晴らしいイベントになったものと考えております。

本番まで残り260日余りとなりましたけれども、県議会の皆様方の御協力をいただきながらしっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。引き続き、御指導のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております常任委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います。

表紙の下のほうに目次をつけてございます。ごらんとおり本日は3件ございます。令和2年国勢調査宮崎県実施本部の設置を含め3点について御報告をさせていただきたいと思います。詳細につきましては、担当課長から御説明させていただきます。

私からは、以上でございます。

○長倉統計調査課長 統計調査課でございます。

委員会資料の1ページをお開きください。

令和2年国勢調査宮崎県実施本部の設置について御説明いたします。

まずは、令和2年国勢調査の概要について御説明いたしますので、先に2ページをごらんください。

令和2年国勢調査についてでございます。

初めに、1の概要をごらんください。

国勢調査は、国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策などの基礎資料を得ることを目的としておりまして、大正9年から5年ごとに実施され、今回は、開始100周年となる調査が令和2年10月1日を調査期日として実施されます。

調査対象は、国内に常住する全ての者となっており、外国人も含まれます。

調査項目は、(4)のとおりでございまして、性別、出生の年月、教育や就業の状態など19項目となっております。

調査の結果につきましては、(5)結果の利用にありますとおり、議会選挙区の画定や地方交付税交付額の算定などに広く活用されております。

また、少子高齢化や人口減少など、社会構造の変化を捉える上でも非常に重要な調査となっており、各種対策の推進に欠かせないデータを提供しております。

次に、2、回答方法についてをごらんください。

世帯は、紙の調査票に回答を記入して調査員へ直接提出するか、市町村へ郵送提出することができます。また、今回の国勢調査は、前回の平成27年調査に引き続き、オンライン回答が導入されます。

このオンライン回答は、世帯がパソコンやスマートフォンを利用し、インターネットで調査に回答をするもので、24時間いつでも回答することができるほか、調査員や担当職員の事務負担軽減も期待できます。

国・県・市町村では、オンライン回答推進に向けて積極的に広報を行い、オンライン回答率の向上に努めてまいります。

次に、3、結果の公表予定をごらんください。

調査翌年の令和3年2月には、人口と世帯数の速報値が公表される予定となっており、その後、確定値の公表が順次行われてまいります。

それでは、左側1ページをごらんください。

令和2年国勢調査宮崎県実施本部の設置についてでございます。

国勢調査は、非常に大規模な調査で携わる人数も膨大となりますので、調査を正確かつ円滑に進めるため、来月4日に実施本部を設置するものでございます。

本部の構成は、4にありますとおり本部長が総合政策部長、副本部長が総合政策部政策推進担当次長、事務局が統計調査課となります。

また、調査に関する助言や情報提供をいただくため、市町村課長、秘書広報課広報戦略室長、オールみやざき営業課長にも参与として実施本部に参画いただきます。

今後は、国や市町村とも連携し、各種団体の御協力もいただきながら、調査実施に向け、県民の皆様への広報活動に積極的に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○水口交通・地域安全対策監 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)の制定について御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の3ページ

をお開きください。

本条例に関しましては、昨年10月の総務政策常任委員会におきまして、条例制定の趣旨、条例制定に向けた今後の取り組みスケジュール等につきまして御報告したところでございます。

本日は、報告以降、学識経験者等を構成員とする検討委員会を2回開催しまして、委員会における意見等をもとに条例の概要案を策定いたしましたので、条例の概要案やこれまでの取り組み等につきまして御報告いたします。

まず、1の制定の趣旨であります。

自転車は手軽な乗り物であり、あらゆる年代に幅広く利用されている一方で、県内においては自転車事故が多く発生しており、また、交通ルールやマナーを守らない利用者が多く、県民からも自転車の交通ルール遵守の啓発や交通安全教育の徹底等の要望が多く寄せられている状況でございます。

さらに、自転車利用者が加害者となる事故におきまして、高額の損害賠償事案が全国で発生しておりまして——ここで大変申しわけありません、「今年」とありますが、「今年」ではなく「昨年」でありますので、訂正をお願いいたします。

昨年9月に制定されました宮崎県自転車活用推進計画等の規定から、自転車の安全で適正な利用と自転車損害賠償保険への加入促進を主な内容とした条例を制定するものでございます。

次に、2、これまでの取組であります。

前回の報告後、検討委員会を設置いたしまして、検討委員会を2回開催し、条例の内容等について幅広く御意見をいただいたところでございます。

次に、3の条例の概要(案)についてであります。

次の別紙をごらんください。

条例に規定する予定の概要をお示ししております。この概要につきましては、委員会における意見や各県の条例も参考にしながら定めるところでございます。

まず、(1)の目的についてであります。

自転車の安全で適正な利用を促進するための基本的な事項を定めることにより、歩行者、自転車、自動車等が安全に通行し、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとしております。

次に、(2)の基本理念についてであります。

歩行者や自転車、自動車等の運転者が交通法規を理解するとともに、それぞれの特性を相互に留意し、尊重し合うなど、自転車の安全で適正な利用を促進するための基本理念を定めることとしております。

次に、(3)の関係者の責務等についてであります。

まず、アの県の責務につきましては、県は自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村と相互に連携し、協力して自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施することとしております。

続きまして、イの自転車利用者の責務であります。自転車利用者は自転車が車両であることを認識し、交通ルールやマナーを遵守しなければならないこととし、さらに、自転車利用者が遵守する事項として具体的に列記することとしております。この具体的に列記する事項とは、本県において多く見られる自転車の交通違反やマナー違反を具体的に列記することとしております。

続いて、ウの県民等の役割であります。県

民等は自転車の安全で適正な利用について理解を深め、職場、学校、地域等における取り組みに積極的に参加するよう努めることとしております。

続きまして、エの事業者の役割であります。事業者は、事業活動を通じて自転車の安全・適正な利用に関する取り組みを積極的に行うとともに、自転車通勤や事業活動で自転車を利用する従業員に対して教育・啓発を行うよう努めることとしております。

続いて、オの交通安全団体の役割であります。交通安全団体は、自転車の安全・適正な利用を促進するための取り組みを自主的かつ積極的に推進することとしております。

5 ページをごらんください。

次に、(4)の交通安全教育についてであります。

アの県の交通安全教育であります。県は、県民等及び事業者が関心・理解を深めることができるよう教育及び啓発を行うこととしております。

続いて、イの学校等における交通安全教育であります。ア)学校等において発達段階に応じた交通安全教育、イ)県において学校等の教育・指導等が効果的に行われるよう、それぞれ情報提供その他必要な支援を行うこととしております。

続いて、ウの家庭における交通安全教育であります。ア)保護者は、監護する未成年者に対して教育を行うこと、イ)保護者は、幼児や児童が自転車を利用するときに乗車用ヘルメットを着用させるよう努めること、ウ)70歳以上の高齢者と同居する親族は、高齢者が自転車を安全で適正に利用するために配慮するよう努めることなど、これらのことについて、それぞれ

家庭内において交通安全教育を行うこととしております。

次に、(5)の乗車用ヘルメットの着用についてであります。

アは、幼児用座席に幼児を乗車させるとき、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めることとしております。これは、幼児用座席つき自転車は通常の自転車よりも重い上に、さらに子供を1人または2人乗せるため、走行中や停車中にバランスを崩して転倒や落下するなどしてけがをする事故が他県でも発生しておりまして、本県でも発生する可能性が十分ありますことから設けるものでございます。

続いて、イは、70歳以上の高齢者に乗車用ヘルメットの着用を努力義務とすることとしております。

次に、(6)の自転車の点検整備についてであります。

自転車の点検整備は、自転車の安全・適正な利用に欠くことができない重要なことでもありますので、自転車利用者、事業者、自転車貸付事業者は、利用または事業に利用する自転車、また、保護者にあつては、監護する未成年者が利用する自転車について必要な点検整備を行うよう努めることとしております。

次に、(7)の自転車損害賠償責任保険についてであります。保険加入を促進するため、アからウの保険への加入、保険加入の確認等、情報の提供の3つを規定することとしております。

まず、アの保険加入については、自転車利用者、保護者、事業者、自転車貸付事業者に、それぞれの自転車利用に係る保険加入の義務を課すこととしております。なお、罰則は設けないこととしております。

続いて、イの保険加入の確認等については、

(ア) 自転車小売業者が自転車を販売、整備、修理する際に、客に対して保険に加入しているか確認し、加入が確認できないときには加入に関する情報の提供に努めることとしております。

次に、(イ) 事業者が自転車通勤する従業員に対して保険加入を確認し、加入していることが確認できないときには、加入に関する情報を提供することとしております。

さらに、(ウ) 自転車貸付事業者が自転車を貸し付けるときは、その借受人に対して借り受ける自転車の保険の内容等の情報を提供することとしております。

続いて、ウの情報の提供についてであります。

(ア) であります。県は、市町村や保険会社等と連携し、広く県民に対して、また、(イ) 学校の設置者は、児童、生徒、学生、保護者に対してそれぞれ保険加入促進のため、情報を提供することとしております。

次に、(8) の道路環境の整備についてであります。

県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努めることとしております。

再度1ページにお戻りください。

一番下の4の今後の取組についてであります。

2月20日に第3回目の検討委員会を開催しまして、3月の総務政策常任委員会におきましては、条例の骨子案の御説明、御報告をしたいと考えております。その後、パブリックコメント等を実施した後、県議会への条例案の上程、御審議をお願いする予定であります。

説明は以上でございます。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 常任委員会資料の7ページをごらんください。

国民スポーツ大会に向けた体育館の整備について御説明いたします。

延岡市に整備いたします体育館につきましては、今年度中に延岡市と役割分担等を定めた協定を締結することとしており、現在、その内容について延岡市と協議を進めております。

まず、1の役割分担ですが、新たな体育館は、県大会などの大規模大会を開催するための県の施設と、日常の市民利用のための地域の施設としての役割を担うこととなりますことから、延岡市と役割分担を行い、共同で整備を行うこととしております。

役割分担の内容でございますが、中ほどの表にございますとおり、体育館の建設と敷地内駐車場、その他外構工事を県の役割、敷地外に整備いたします駐車場と既存体育館の解体工事を市の役割としてそれぞれ行うこととしております。

なお、表の下の米印の1にございますが、既存体育館の解体設計につきましては、本来、延岡市の役割となるところでございますが、現在、県で実施しております新しい体育館の設計と密接に関連しますことから、解体設計は県で行うこととして、その費用は延岡市が負担する予定としております。

また、米印2のとおり、以上の役割分担に基づく整備のほか、管理運営などに要する費用の負担につきましては、現在、延岡市と協議しているところでございます。

そのほか、米印3にございますが、延岡市が実施いたします市道の改良などの周辺整備の内容につきましても、別途協議を行っております。

次に、2の整備スケジュールでございます。

表にありますように、現在、体育館の基本設計・実施設計を行っているところでありまして、

来年度から既存体育館の一部を解体して、サブアリーナの建設に着手する予定としております。

令和4年度にサブアリーナが完成した後、既存の体育館の残りの部分を解体して、令和5年度からメインアリーナの建設工事に着手し、令和6年度中の完成に向けて整備を進めてまいりたいと考えております。

体育館の整備につきましては、引き続き、延岡市や競技団体等と十分連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 まず、国勢調査なんですけど、国内最大の調査だと思うんですが、いわゆる調査員の確保です。多分、それぞれ市町村が確保されると思うんですけど、単純に人の数だけではない。ここにありますように19項目と、中身は割と複雑だと認識しているんですけども。

そういった中で、途中で紛失したり、いろいろ聞いたことがあるものですから、おおむねどのくらいの調査員を確保しなくてはいけないのか、そこらあたりから確認させてください。

○長倉統計調査課長 今、お話ございましたように、国勢調査の場合、非常に調査員の数が多くて、前回、平成27年の国勢調査では5,500名、これは約じゃなくて5,500名です。(「ちょうど」と呼ぶ者あり) はい、ちょうど。

そして、その調査員の方々を指導する立場の指導員という方々が883名でございました。

今、御指摘がございましたように、国勢調査の年に調査員を確保するのは、どの市町村にとっても、特に宮崎市とかは、かなりの数の調査員が必要ですので、その点、非常に苦労をしたという新聞記事なんかも前回の調査で見たことが

ございます。

そういうこともございますので、統計調査課としましては、日ごろから統計調査員の確保対策事業ということで、調査が実際に始まるからどなたかなってくださいますということではなく、なれる方について登録しておく事業もしております。

ただし、それだけではもちろん足りませんので、国勢調査の前年ぐらいからになるかと思うんですが、各市町村においては確保のための取り組みをいろいろしていただいているところでございます。

それと、お話がありました、調査票の紛失について、前回もそうですし、前々回もやはり紛失をした事例が、県内幾つかの市町村でございました。また、いわゆる語り調査という、なりすまして何か情報を聞き出そうとしたりとか、そういった事例もございました。

○高橋委員 個人情報だから紛失なんてもつてのほかだと思うんです。だから、誰でも彼でもというのものもあるんでしょうけど、おっしゃいましたように、調査員のなり手不足も聞いたりしているものですから、登録しておくとおっしゃっていましたが、最近では、名簿はすぐ抹消するのが流行っているみたいですけども、登録しているんですね。大体、毎年のように統計調査はあるみたいじゃないですか。今は農林業センサスをやっているみたいだから、各市町村がそういったものを登録しているんですね。

○長倉統計調査課長 各市町村において登録していただいています。調査員の方は、お一人で複数の調査をされる方もいらっしゃるし、ベテランの方もいらっしゃいます。もちろん、初めての方でも結構なんですけれども、各市町村において登録をお願いしているところでございます。

○高橋委員 最後に。ちなみに報酬はお幾らですか。出していますよね。

○長倉統計調査課長 報酬は、調査の種類によって若干幅はあるのですが、平均的な国の予算上の単価は今年度で言いますと*日額が7,160円です。

○高橋委員 これは一律ですか。

○長倉統計調査課長 一律ではなくて、調査の内容によって——例えば、月当たりで拘束される日数ですとか、1日の中で拘束される時間ですとか、いろいろ違いますし、調査の作業内容も軽かったり、重かったりとかありますので、そこは調査ごとに若干差が設けてあります。

○高橋委員 ここで確認するのは国勢調査の報酬、一律ですね。

○長倉統計調査課長 国勢調査に関しましては作業内容が一緒でございますので、一律です。

○丸山委員 関連で、前回からオンライン調査をやっているということで、今回もさらにそれを強化していきたいという説明があったんですが、具体的にはどのようにして強化しようと考えているのか。オンラインにするのであれば、何か特別にマイナンバーを持たなくてはいけないなどの制限があるのかも含めて教えてください。

○長倉統計調査課長 オンライン調査につきましては、前回から導入されたのですが、マイナンバーとのひもづけとかいったものはございません。前回については、あらかじめオンライン回答を希望される方に国勢調査のポータルサイトに入るためのIDをお配りして、その回答がなかった方について、また後日紙を配る形でやっただけですけど、作業する側からすると、多少手間もかかって大変だったので、今回、そのあたりは改めまして、各世帯に調査票をお配りする

段階で、全ての世帯にオンライン回答のための12桁のIDをお配りする。そうしまして、オンライン回答を希望される方は、パソコンですとかスマートフォンから、そのIDを入力して回答をします。それとは別に紙で回答したり、郵送で回答したり、そういった手段もありますので、それはそれで構わないんですけども。あと、オンライン回答につきましては、やはり啓発活動——こういった方法でできますという周知が必要だと思いますので、そこでもいろんな広報を行ってまいりたいと思っております。

○武田委員 自転車の条例についてお伺いいたします。

県民の安全安心に係る条例ですので、大変よい条例だと思っておりますが、条例制定後の啓発活動というか、現状の保険加入率とか、ヘルメット着用率とかを、条例制定後に毎年調査していく予定なのか、どのように啓発されていくのかが一つと、(8)で道路の環境整備というのがちゃんと書いてあるんですけども、やはり、歩道がないところであったりとか、歩道と路側帯の幅が物すごい狭いところとか、確かに自転車が走るには、なかなか走りにくい場所も多々あると思うんですが、そこらあたりの県土整備部との連携をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○水口交通・地域安全対策監 まず、質問の1点目でございます。啓発に関してですが、隣の鹿児島県がやはり自転車条例を制定しておりますので、鹿児島県の担当者との情報交換等をする中で、やはり普及啓発が大変だという意見も聞いているところでございます。

現在、全国で25都道府県が条例を制定しておりますので、その啓発等を参考に、いろいろ苦

※10ページに訂正発言あり

労とか啓発に関する要領を調査しながら啓発を進めていきたいと。

基本的には、やはりあらゆるメディアを活用したり、チラシ、パンフレット等を作成したり、さらには、交通安全対策推進本部がありますので、交通安全対策推進本部、県を挙げて、この条例の周知徹底、啓発を図っていきたいと考えております。

条例制定後の加入率等の公表であります、これは、今の時点では考えておりません。今後、必要性を検討して、必要性がありましたら、また前向きに取り入れて実施していきたいと考えております。

そして、2点目の道路環境の整備であります、昨年策定されました宮崎県自転車活用推進計画におきましても、やはり同じような規定がございますので、所管する部局と連携を図りながら、交通規制に関しては警察本部の担当課と連携を図って、まず情報交換をしていきたいと考えております。

○武田委員 大変いい条例ですので、しっかりと県民の皆様に浸透するように。やはり県が条例をつくるわけですから、現状把握と5年、10年後に自転車に関連する事故が減って行って、ヘルメット着用率、保険加入率、しっかりとそこ辺の結果も出して行っていただきたい。

歩道整備は、県でも中心市街地等ではしっかりと両方に大きな歩道があるんですが、地方に行くと歩道がなかったり、狭かったり、路面は一生懸命改良されるんですが、歩道のほうがなかなか、もうつくったきりだとかいろいろありますので、そこらあたりも県土整備部と連携して対応していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○来住委員 今に関連をしますけれども、こ

の自転車事故の概念は、例えば自転車が自損事故を起こした、自転車と歩行者が事故を起こす、自転車と自転車で事故を起こす。自転車と車が起こした事故は入らないのかなと、むしろ車のほうになるのかなと思っているんですが、自転車事故について、例えば年度別だとか、地域別だとか、それから事故を起こした自転車に乗っていた年代層がどうだったのか、さらには、事故の原因です。事故の原因がいわゆる交通ルールやマナーをしっかりと守らないことによって起こったものなのか、それとも、しっかりと自転車用道路がないとか、歩道がしっかりとないとか、そういう構造上の問題から起こったものなのか。そういう事故の原因別とかいう点は、県としては把握されているのでしょうか。

○水口交通・地域安全対策監 本県における自転車事故の発生状況は、県において把握しております。

まず、発生件数でありますけれども、平成30年でいいますと785件発生しております、死者が1名、負傷者が782名でございます。

職種別というものがございまして、高校生、中学生と75歳以上で分類しているんですけれども、やはり高校生が一番多くて213件、27.2%、中学生が92件、11.7%で、75歳以上が81件の10.4%となっております。

自転車事故は、自転車に乗車中の事故ということで、自転車から見た事故の件数全てを対象としております。ですから、相手が乗用車であった、バイクであった、歩行者であった、自転車が自損で転倒してけがをした、そういうのは全てカウントするようになっております。

そして、原因別ですけれども、やはり、車両と同じく脇見が原因としては一番多い状況で236件で30%、安全不確認が160件の20%となってお

ります。

事故の種類としましては、やはり出会い頭、これは、自転車同士の出会い頭であったり、自転車と歩行者の出会い頭、自転車と自動車、バイクとの出会い頭、これが478件で61%を占めている状況でございます。

○来住委員 もう一つ、保険の加入状況はつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○水口交通・地域安全対策監 保険の加入状況は、正確には把握しておりません。例えば、自動車保険とか火災保険に付帯した保険とかT Sマークつき保険とか、いろいろな種類がありまして、保険会社も多種に及んでいるため、把握するのが困難という状況でございます。

ただ、参考でありますけれども、民間の保険会社が全国の男女約2万人を対象に自転車保険の加入状況を調査しておりますけれど、その結果、宮崎県は45.2%で、全国平均は56%ですので、全国平均よりは下回る状況でございます。

○来住委員 最後にもう一つ、平成30年に1人の方が亡くなっていらっしゃるんですけど、これは、若い人なんでしょうか。どの地域でどんな事故だったのかなど。本当に残念ですけど、わかっているらっしゃれば教えてください。

○水口交通・地域安全対策監 1件は、75歳以上ということで把握しております。発生地域は都城であります。

○長倉統計調査課長 申しわけございません。先ほど高橋委員にお答えした回答が誤ってございましたので、訂正をさせていただきます。

国勢調査の調査員報酬でございますけれども、調査員には受け持ちが1調査区ある方と2調査区ある方がおります。1調査区がおおむね50世帯くらいで、1調査区を担当される方については、前回、平成27年度が3万8,530円、2調査区

を担当される方が7万3,070円です。調査員の方の作業は、9月上旬ぐらいに各世帯へ調査票を配布して、10月1日が基準で、10月下旬ぐらいまでに回収したり督促したり、大体10月20日ぐらいに終わりますので、それに対する報酬ということでございます。

○坂口委員 自転車の条例関係です。5ページの交通安全教育の部分なんですけど、ウの家庭における交通安全教育の(ア)です。家庭で保護者が保護対象者に対して必要な教育を行うこと、これは当然必要なことだと思うんです。

それで、保護者から被保護者に対しての義務は、安全安心を絶対確保するというので、あらゆる法律で網羅されていると思うんです。だから、これは当然のことなんですけど、問題は、その前のページの関係者の責務で、県は基本的・総合的な施策をつくって、また遵守すべき事項について具体的に列記するとあるんですが、この内容を知っている保護者が、果たしてどれぐらいいるかなということなんです。それがわからないうちにそれを義務づけて、あえてここに列記する、明文化するという——これは必要なことなんです。明文化すると、それだけの重みがあると思うんです。

ところが、履行責任を果たそうにも、どのようになっているんですかと。その下の、子供にヘルメットをかぶせなさいよということくらいは知っていると思うんですけど、やっぱり、これを詳しく知っている保護者が果たしてどれぐらいいるのかなというのが疑問なんです。

交通安全とか自転車のことに限らず、県が持っているあらゆる条例の中で、親の責任を果たしなさいということは、余り列記しないんじゃないかなと思うんです。まず、周知作業をして、当然、これだけの指導・教育能力は持っていま

すという前提条件がない限りは、そこに義務づける、努力義務という、ここらについては果たして今の時点で明文化して列記すべきかなと。

これは、否定する訳ではないんです。物すごく必要なことだと思うけど、絵に描いた餅か、努力義務であるにせよ、義務としてそれを求めることとしたときに、果たしてそれだけ強いものとして明文化すべきかなと。

事業者責任として、自転車通勤したり仕事をする従業員に対して、ちゃんとやりなさいというのはわかるんです。団体なんかはいろんな安全教育をやっていきますから、当然、事業者はその責任として、これに係る条例なり法律が求める内容を把握されていることを前提で努力義務を課してもいいと思うんですけど、このところはもうちょっと慎重に検討する余地があるんじゃないかなと。条例見直しの際に追加で入れていくぐらいの時間的余裕を与えて、その間、今回列記してからこういうことなんですよと県が示す、その遵守すべき事項について、保護者に対する教育期間がある程度あって、保護者なら当然知っているよなど、その正しい認識のもとで、子供に安全確保のために指導できることが、ある程度見通せた時点でいいんじゃないかなという気がするんですけど、どんなですか、最初から入れるべきかな、どうかなと。

これは、どれが正しいとかわからないんですけど、ちょっと気になるものですから。

○水口交通・地域安全対策監 この関係者の責務の中の自転車利用者の責務の具体的な列記につきましては、検討委員会におきまして、これが悪いことと知らずに違反している中学生、高校生がいるんじゃないかという意見がございまして、であれば、具体的に、例えば傘差し運転はだめですよとか、日没の視界が十分でない時

間や夜間は前照灯を点灯してください、ライトをつけてくださいとか、イヤホン、ヘッドホンを使用して大音量で音楽を聞きながら運転はしないでくださいと。

この条例によって高校生、中学生、道路交通法をよく理解していない人に周知するにはいい方策ではないかということで、この具体的列記を挙げたところでございますが、委員御指摘のとおり、保護者に対する一定の教育はやはり必要だと思いますので、その教育の仕方も、この具体的列記をするかどうかも含めまして、次回の検討委員会等でまた検討を重ねていきたいと、これからまた検討していきたいと考えております。

○坂口委員 そうですね。その委員会の委員の人たちがどういう人たちかわからないんですけども、少なくとも僕個人の場合、車を運転していて対自転車ではっとするのは、前照灯もちろんなんですけど、後ろに反射板1枚ついていないのがあると、自分の照明範囲内に入って、しかも対向車がいるときは、そこに来て初めて「うわ、自転車」と思うことが結構皆さんあるんじゃないかと思うんです。その列記事項の中に、完全にそういう問題提起がされているかどうかも含めてです。

えてして専門家とか委員の皆さんというと、もうオールマイティーみたいにあるけれども、自分で運転されない人だと割と盲点もあるんです。だから、列記すると、やっぱり物すごい重みがあると思うんです。完全な列記内容ができ上がって、今度はそれを履行すべき人、対象に、ある程度の浸透ができた時点からでもいいのかなと。

だから、最初から列記して、いつから施行するというだけでもいいんですけど、罰則つきでは

ないからあれかなと思うけど、結果的に安全がかかっているから。これは、正しい、正しくないで言っているんじゃないんです。ちょっと気になったことを今申し上げただけですから、余り重く受けとめてもらう必要ないんですけれども、お願いをしておきます。

○高橋委員 確認ですけど、自転車という乗り物は、道路交通法適用でいいんですよね。

○水口交通・地域安全対策監 道路交通法上、車両として規定されております。

○高橋委員 ならば、前照灯をつけなかったら無灯火運転違反です。あるいは、ブレーキがきかなかったりすれば、それはもう整備不良です。さっきの坂口委員の後ろの反射板の話、私は、これをつけていなかったらやっぱり違反になると思うんだけど、そういった取り締まりはなかなか現実にはされていない。だから、まずは道路交通法において罰せられるんですよという認識が全県民には浸透していないと思うんです。そこから、まず、入らないといけないのかなと、今ちょっと議論を聞きながら思ったところがあります。

○水口交通・地域安全対策監 委員御指摘のとおり、まず、自転車が車両であることを認識していない県民もやっぱり多くいると思われまので、まずは基本的な事項で具体的な違反、例えば前照灯無灯火とか2人乗りはいけない、傘差し運転はいけないんですよと、そういった基本的なことを県の交通安全対策推進本部等におきまして、条例制定に合わせて県民に周知徹底を図っていきたい。

警察本部とも連携を図りまして、指導、取り締まりの要望もしていきたいと考えております。

○重松委員 1点、関連ですが、自転車の点検整備のところで、自転車利用者、事業者、貸付

事業者が点検整備に努めるということと、保護者が点検整備に努めるということが書いてあるんですが、例えば中学校、高等学校の生徒さんたちが通学で自転車を使うわけですけど、ここに学校における点検整備の責任、責務というか何かそんなのがあったほうがいいのかと思うんです。

生徒さんは通学許可を必ず学校に出されると思うんですけど、そのときに例えば、点検整備がしっかりなされている自転車にしか通学許可のマーク、学校から出されるマークとか、そういうのもあったほうがいいのかと考えたときに、学校の点検整備における責務というか、そういう何かしらの文言をここに入れることはないのか、お聞きしたいと思います。

○水口交通・地域安全対策監 過去2回、委員会を開きました。その中で、自転車の点検整備は非常に重要であるということと、通学している学校によって点検整備する学校、していない学校、温度差があるという声も聞かれました。確かに点検整備は重要と考えておりますので、今後、この点検整備のところで学校も対象に含めるかどうかにつきまして、また検討していきたいと考えております。

○坂口委員 事故につながったり損害賠償につながる危険性もある。合格させた自転車に乗って、もし不備があったら。だから、それをやるなら、せめて専門の自転車販売店なりで点検を受けることを1年に1回義務づけるとかで、通学するための学校の許可証の交付をする、それぐらいの範囲じゃないと、余り踏み込むと、万が一のときに合格した自転車に乗ってそうじゃなかったじゃないかと。確かに校長先生が調べたときにはブレーキはとまったんです、その次にブレーキの不具合で事故が起きたじゃないか

と、いろんなことが想定されるから、あんまり学校に責任を持たせるのはどうかと。校則で決めて、1年に1回専門業者の点検を受けた自転車しかだめというぐらいまでしか……。踏み込んだらちょっと危険じゃないかなと思うんです。

あんまり踏み込まない方がいいような気がする。

○丸山委員 国民スポーツ大会に向けた体育館の整備は大体わかったんですが、ほかに陸上競技場、プールと3つの大きな施設があるということで、そのタイムスケジュール、こういう整備スケジュールが、本当にどうなるのか心配なんです。

というのが、防災拠点庁舎でも、非常に人手不足で大変だったと聞いていますし、県の建築士の技術職員のマンパワーが本当に足りるのかも含めて、どういう状況なのかを早目にお知らせできるような表をつくっていただきたいと思っています。

そういうことができるのかどうかを教えてください。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 3施設の整備につきましては、これまで基本計画も含めてスケジュールをそれぞれ御説明させていただいているところであります。

現在のところは、そのスケジュールにのっとった形で進めてきております。ただ、現在、体育館、それから陸上競技場については設計を行っている状況にあります。

プールについては、今後、PFIに向けての動きを進めていく状況にあるということで、今、委員のおっしゃった実際の工事の部分とかいったところには、まだ全く入っていないところでございます。

ただ、来年度以降、造成も含めて具体的な工事も始まりますから、社会の状況、それから我々も含めて、執行部の状況等を勘案した上でスケジュールの整理をしていくことは大変重要だと思いますので、今後、その方向を検討してまいりたいと存じます。

○丸山委員 できるだけ早く3施設の具体的なスケジュールの一覧、どういうタイムスケジュールでつくっていくかがないと、期限は決まっているものですから、重なってしまうと本当に人がいるのかなと。防災拠点庁舎と県立宮崎病院、そして、市郡医師会病院とか、今、重なっている状況が非常に大変だと聞いているんです。

同じようなことが国スポのときにもっと起きてくる。これは県だけじゃなくて、市町村もいろんな施設整備を含めてやらなくてはいけないことが出てくると、どうなっていくのか非常に心配しています。これは3施設がまずメインなんです。ほかに市町村でもこういう動きがあるのであれば、それを含めて、できる範囲でいろいろなデータを集めていただいて、本当に大丈夫なんですと、少しずつしていけば大分緩和できますよねとかも含めてやっていただきたいと思っています。そういう資料を早目につくっていただきたいと思っています。

○高橋委員 確認ですけれど、延岡市の市有地ですよね。そこに県有施設を建てる。その市有地は県有地にはしないわけですよね。そこを、まず、確認します。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 土地については延岡市の所有地になります。

○高橋委員 借地料も出さない、山之口の運動公園もそういう理解でいいですよ。都城市の市有地に県の陸上競技場をつくるということですから。そう整理した上で、お尋ねするんです

けど、大会後の利用者は、延岡市民が中心で、ほとんどはそこだと思います。

米印に整備費とか管理運営費等を協議中と書いてあるんですけど、協議中というのは、例えば管理運営に人とか金を延岡市も出してよということに理解していいんですよね。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 体育館につきましては、今回、新しい体育館を県の体育館という形で整備するというごさいます。

ただ、今、委員がおっしゃいましたとおり、この使用については県民、それから延岡市民も含めて利用しやすい形を考えていかないといけないところであろうかと思ひます。

その管理運営に係る費用とかについては、今後十分に延岡市と協議した上で、例えば指定管理の活用も含めて、どのような形がいいのか協議を進めてまいりたいとは考えております。

○高橋委員 基本、県有施設だから県が管理することなんでしょうけれども、この協議というのは延岡市も応分の負担をしてくださいよというのが県の思ひにあるということですよ。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 新しい県体育館については、今の市民体育館の役割も担うというような言い方で、基本計画で定めております。そういったことも勘案しますと、管理運営についても額等々は今後協議いたしますが、負担をしていただく方向で協議するものと考えております。

○高橋委員 説明があつたんですけど、山之口の陸上競技場もそういう理解でいいんでしょうか。大会後は、やはり都城・北諸県郡を中心によく使われるんじゃないかと私は思ひたりするんですけど。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 山之口の陸上競技場については、所有の関係が、第1種陸

上競技場と投てき練習場については県、補助競技場であります第3種陸上競技場については都城市、多目的広場については都城市というような形で、それぞれ所有なりを整備も含めて分けている状況にごさいますので、延岡市に整備する体育館とは若干違ってくるのかなという感じはしてあります。

○高橋委員 わかりました。

県有施設と都城市営になる、分散して存在するわけですね。

○坂口委員 関連して、これは以前からすごく気になっていて、できれば新富町に持ってきてほしいぐらいの施設だったものですから。ただ、それは常識的に、地域性も考えて可能なわけじゃないけど、気持ち的には地元にあつたらいいよなど。結果的にはやっぱり大方は延岡市の人たちが使っていく施設、言うならば、これだけの投資をやることは延岡市がつくってもいいような施設です。

そこらで、仮に延岡市の人と市外の人とが同じ日の同じ時刻に使いたいという要望があつたとき、どう調整するのかとか、1年間でどれぐらいの時間、延岡市、あるいは近くの人たちが使っているのかというようなところで、特に管理費はやっぱり応分の利用者負担です。

整備費については、せっぱ詰まって必要だつたということで、負担割合はいろんな分担があると思うんですけども、やっぱり維持管理費は、現実的に使う人達が出していくんだという原則にのっとしてやらないと、あんまり延岡市の都合で物事を決めさせては、僕らとしてはおもしろくないです。

それは、ましてや今後の補助金とか交付金の都合で、今の現有施設を潰してしまうという話ですから、これは延岡市に対して、かなり貢献

する施設になっていかざるを得ないと思うんです。

そこは、しっかりシビアにやって、県民全体のものとして、どれだけの負担を今後やっていくべきなのかということは、ちゃんとしっかり、本当はもう決めていなければいけなかったんですけれども、ここは県主導でしっかりやらないと、僕らとしては納得できない割合の境界線はあると思います。だから、やっぱりこれは腹を据えて交渉に当たってほしい。

それから、道路とかそんなものは、100%延岡市でやるべき責任です。だから、そこはあんまり甘い考えで応じないこと。これはやっておかないと、大方の県民が納得できないことになるかもしれないですよ。これは強い姿勢で臨んでほしいです。

○日高委員長 ほかによろしいでしょうか。その他で何もありませんでしょうか。

○坂口委員 その他で、くどいなと思われる問題なんですけど、フェリーがいよいよ契約になって。問題は、40億円もの投資を直接やった責任とか必要性も、県として必要なんだという県の判断とかがあった中で、かなり微妙な経営が何十年も続くという共通の見通しです。

そこで大切なのは、僕は、県が本当に関与できて、会社に対して経営方針に重きを置いた決定を認めさせることができる役員体制とか人事体制だと思うんです。そうすると、役員体制とかが今後やっぱり急がれる。特に人事体制での職制のあり方、ここらはやっぱり積極的に、県としての責任で求めていって、これから先、県の考え方をしっかり反映させながら勝手なことはさせないぞと、そして経営を安定させていくぞというようなことを、これは商工観光労働部じゃなくて、まず計画を立ち上げられた総合政

策部の責任として、これは強く期待しておりますので、その他の事項として発言をさせていただいて、何かそれに対しての考え方でまとまったものがあれば、披露していただけると。

○渡邊総合政策部長 今、坂口委員からお話がありました。本当に経済の生命線ということで、オール宮崎でサポートしていこうという判断のもとに御議論いただいて、県から40億円を出した。これは非常に大きなこととして受けとめております。それで、役員体制ということではありませんけれども、さっそく1月1日付で県職員を現職派遣しまして、社長の直下にある総括的な執行役員、社長室長ということで現在据えております。

そういったことも含めて、さらに県として、このフェリー会社をどう運営、発展させていくのかについて、しっかり関与していきたいと思っておりますので、お話を重く受けとめた上で、今後会社とも議論を進めさせていただきたいと思っております。

○坂口委員 これはやっぱりかなり大きい問題だと思いますし、これから先、すごく注視していかないといけない事業だと思うんです。一つには、株を持っているということで、法的にも発言権は担保されるものがあるかと思うんですけど、なんだかんだ言っただって、経営方針とかにかかわる意思決定は、取締役として入っていたり、そのテーブルに着く役員として入っていないと、具体的に物事を決めるということになると、法的に何が担保されているのか心もとない。

それから、この前の参考人招致も含めてやった合同審査会の中で感じたのは、旧経営陣の経営に対してのこれまでの自信と、これから先、新たな経営陣としてこの会社を運営していくこ

とになるであろう、役員になられるであろう体制とか、必ずしもがちりしたすり合わせができていなかったという不安も感じるんです。

今度は、その力関係が今後どうなっていくのか。だから、ここでちゃんと行司役を果たして、最終的に、極端に言ったら俺が決めたとおりにやれというぐらいの強い関与力、あるいは影響力を持って。

それは、今の時点で、いろんな分野からの情報収集とか協力の取りつけぐあいとかを見たときに、やっぱり県は、かなり大きい責任を負いながら、また、その責任の伴った行為をなしていないといけないのではないかなという気がします。ぜひ、そこらはいいい意味で、あんまり関与せんでくれという迷惑な形じゃなくて、ぜひお願いしたいというぐあいの新たなスタートを切ってほしい気がするものですから。これは、強く求めておきます。

○日高委員長 そのほかありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○日高委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時9分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

ことし一番初めの常任委員会でございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告事項について説明を求めます。

○武田総務部長 おはようございます。総務部でございます。

本日の説明事項でございますが、お手元に配付の委員会資料の目次に記載しておりますとお

り、宮崎県東京ビルの再整備についてでございます。

詳細につきましては、財産総合管理課長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○横山財産総合管理課長 財産総合管理課でございます。

常任委員会資料をお開きください。宮崎県東京ビルの再整備についてでございます。

東京ビルにつきましては、平成30年11月の総務政策常任委員会におきまして、現状や課題、方向性について御報告を申し上げたところでございますけれども、委員会の構成も変わっておりますので、改めてこれらを御説明させていただきますとともに、再整備する際の機能、整備手法についての検討状況について御報告させていただきます。

まず、1、東京ビルの概要でございます。

宮崎県東京ビルは、東京都千代田区九段南の県有地に昭和47年3月に竣工し、築後47年がたっております。

敷地面積は1,427平米余、延床面積は5,588平米余で、建物は、ページ中ほどの図にありますとおり、東京事務所に勤務する職員が入居するA棟と、近隣の大学等に通学する学生が入居する学生寮、国の省庁や民間企業への派遣研修生が入居する職員寮、本県中小企業の首都圏への進出や営業活動を支援するためのフロンティアオフィスなどが入るB棟の2棟がございます。

この東京ビルにつきましては、これまで必要な耐震補強工事等を行っておりまして、当面は使用できる状態にございますが、2の(1)施設の課題にありますとおり、老朽化が進み、維持管理費がかさんでいること、容積率を最大限

に活用していないことから、土地をさらに高度利用する余地があること、東京の利便性の高い場所に位置しておりますことから、立地環境の有効活用について検討する必要があることなどの課題を抱えております。

このため、今後、(2) 施設の方向性にありま
す、改修による維持、再整備（建てかえ）、売却
の3つの方向性があると考えられますけれども、
一番下の点線囲みの中にもありますとおり、東
京ビルが抱える課題の解決や財政負担の軽減、
将来にわたる高い資産価値の維持、県政発展に
つながる利活用の可能性の観点から、再整備（建
てかえ）が最も適切と考えている旨の御報告を
前回は行ったところでございます。

これを受けまして、再整備（建てかえ）の場
合に県として必要と考える機能、規模や規格、
整備手法について具体的な検討を進めてきたと
ころでございます。

まず、施設の機能、規模等についてござい
ます。

右側のページの3の(1) 施設の機能、規模
等をごらんください。

表の一番上、全体の欄にありますとおり、容
積率を最大限に活用して建てかえた場合、延床
面積は現在の5,588平米余から約3割、1,500平
米程度の増床、階数は15階前後にすることが可
能となります。

この中に、職員宿舎や学生寮など、現在ある
機能を一部充実させながら盛り込んでいきたい
と考えております。

まず、職員宿舎・職員寮につきましては、東
京事務所及び省庁等へ派遣されている職員用に、
現在、東京ビル内に34戸、民間借り上げを含め
ますと38戸ございますが、災害発生時の職員の
安否確認や職員・職員家族相互の互助などを考

慮し、東京ビル内に現在と同程度の40戸程度を
確保したいと考えております。

学生寮につきましては、現在、男子のみ、相
部屋で50室、定員100名が入寮可能となっており
ますが、保護者の経済的負担や都会でひとり暮
らしを始める学生の心理的負担の軽減を図れる
こと、定期的な郷土情報の提供などにより、ふ
るさと回帰の一助となり得ること、また、昨年、
高校3年生の子を持つ保護者を対象に行ったア
ンケートにおきましても、回答者の8割以上が
存続を希望していることなどから、女子学生も
入寮できるようにし、男女各30室程度を確保し
たいと考えております。

また、フロンティアオフィスにつきましても、
販路拡大や首都圏進出の実績が出ており、所管
部局からの要望も強いことから、個室を5室程
度確保したいと考えております。

その他、県出身者の会合などに活用されてい
る会議室や県人会事務局等も、現在と同規模を
確保していきたいと考えております。

これら県が必要とする機能におおむね6フロ
アが必要と想定し、残る9フロア前後は民間事
業者に活用させることで財政負担の軽減を図る
ことが可能になると考えているところでありま
す。

次に、(2) 想定される整備手法についてであ
ります。

再整備に当たりましては、行政と民間が連携
し、民間の創意工夫を活用しながら整備を進め
る、いわゆるPPP（Public Private Partnership）、官民連携事
業を活用していきたいと考えております。

また、先ほど御説明した左側のページの2の
(2) の施設の方向性を踏まえますと、下の表
(2) 想定される整備手法にある3つの整備手

法が想定されると思っております。

まず、一番左、PFI方式であります。

これは、PFI法及び契約に基づきまして、民間事業者が公共施設の整備、維持管理、運営を一貫して行うものであります。

事業期間は、施設の修繕リスクの負担の観点から、一般的に最大30年程度までで、県施設分の整備費は事業期間中に分割して支払うことになります。土地の所有権は県のままですが、民間活用部分について借地権が設定されますので、民間事業者が支払う土地の賃借料が県の収入となります。

次に、定期借地権方式であります。

これは、契約に基づきまして、民間事業者が県有地を長期間借り、県施設と民間施設を一体的に整備、維持管理、運営し、事業終了後は土地を更地にして県に返還するというもので、地価の高い首都圏などでは有効な手段であります。

事業期間は50年以上で、県施設分の整備費は民間事業者が支払う土地の賃借料との相殺が可能となります。整備費が土地の賃借料より高く、相殺しきれずに整備費に残金がある場合は、県施設分を所有すれば施設の引渡し前に、県施設分を賃借すれば運営期間中に支払うことになります。

土地の所有権については、定期借地権が設定されますが、県のみであります。

近年、北海道や福岡県などが、この方式で都内に施設を整備しております。

最後に、土地信託方式であります。

これは、契約に基づき民間事業者が土地の信託を受け、民間施設と県施設を整備し、維持管理、運営するもので、事業期間は内容により長短ありますが、通常長期で設定されております。

県施設分の整備費は事業期間中に支払い、さ

らに信託契約に基づく信託報酬を支払う必要があります。なお、信託契約に基づき、事業運営の実績による信託配当が県の収入となりますが、土地の所有権は信託期間中は民間に移りまして、信託終了後に再び県に戻るようになります。

今回、整備手法の性質など、いわゆる定性的な比較をお示しいたしましたが、現在、各整備手法ごとの事業費のシミュレーションなど、定量的な比較検討を進めているところであります。

今後、その結果も踏まえました整備手法の方針の決定、基本計画、公募要項の作成など、建てかえに向けた手続きを進めてまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

○武田委員 学生寮が多分1人1部屋の個室になって、男女各30名だけど、現状では浴室が地下にあるんですが、今は部屋にトイレとか浴室はついていないんですか。次はつけられるのかをお聞きしたいんですけれども。

○横山財産総合管理課長 まず、現状は相部屋でございまして、トイレと風呂は共同でございまして。次回整備する際には、まだ確定したものではありませんが、トイレ・風呂は共同にして部屋は個室ということを考えているところでございます。

ただ、これはまだ最終的な決定ではございません。

○武田委員 私が入るわけじゃないのであれですけど、できればトイレとバスは、シャワールームだけでも一緒にあったほうが……。将来的なことも考えると、共同の風呂はなかなか難しいのかなという思いもあります。

皆さんでまた検討していただきたいと思いません。

それと、整備手法で3つ出していただきましたが、今から検討されるんですけれども、いつごろわかる予定なんでしょうか。

○横山財産総合管理課長 今、3つの方式について事業費のシミュレーションを行っておりまして、その結果が近く出ると思っていますので、その際には、また御報告できるかと思っております。

○武田委員 今年度中には出ると考えてよろしいですか。

○横山財産総合管理課長 その予定でございます。

○武田委員 わかりました。

○坂口委員 関連してですけど、PFI方式が随分進化してきています。その中で、一つは事業期間が30年程度となっていますけど、今ちょっと伸びているんじゃないかなと、そんな記憶がうっすらとあるのが一つ。

この中で、事業契約期間中に維持管理から、最終的に更地にして返す手法もPFI方式で出てきたんじゃないかなと思うんですけど、そこらが、この中から見えないんです。

これを見ると、最初からもう定期借地権方式で結論ありきのような説明の仕方みたいなものが透けて——特にPFI方式がどれだけどういう進化してきたのか。

そして、この法律ができた当時なんてのは、起債なんかもそうですけど、公共事業は最長30年しか認めなかった。その根拠はコンクリートとか鉄筋コンクリートの寿命がその裏にあったわけです。しかし、100年もつというのものも、今、いっぱいできてきている中で、まずは有利な点を最大限生かす方式を列挙してやらないと、こ

れはちょっと説明責任が果たせるような報告資料じゃない気がするんです。

だって、今、数件、この真ん中の定期借地権方式が出てきているだけで、民間資金を利用しようとしたら、やっぱり今は、大方はPFIです。リニューアルまでPFIの手法の中でやるRO方式まで出てきています。

これは、もうちょっと広く僕らに情報提供をしていただいて、長所もあるけど短所は何なんだと、長所ばかりだったら、全てもうこれしかないはずなんです。でも、いろんな手法をみんなが検討して、それぞれが一番これがいいと思った手法で契約しているということは、もうちょっと広く説明がされる必要があるんじゃないかなと思うんです。じゃないと、今の報告を見ると最初にこれありきとしか見えないです。でも、それは違うと思うんです。

○横山財産総合管理課長 委員おっしゃるとおり、PFI方式については、BOT方式、BOT方式、BOO方式、RO方式、TPO方式、いろんな手法が最近出てきているのは、もう事実でございます。それぞれしっかり確認をしながら最適な方法を選んでいかないといけないと思っております。

また、定期借地権方式は、平成4年に施行された借地借家法でできた方式でございますので、こちらについてもやはり長短あるかと思しますので、その辺をしっかりと検討した上で選択をしてまいりたいと考えております。

○坂口委員 ぜひお願いしたいです。RO方式は、既存の施設をどうやって使っていくかとかリニューアルの対象になるんでしょうけれど、BOT方式、BOT方式というのは、多分、更地にまでもっていける、契約の範囲が広いと思うんです。

だから、そこ辺をやっていって、一番は今後のメンテナンス経費も含めて、100%民間の責任で、約束の日が来たときには更地にして返しますよというのが、今後のいかなる社会情勢の変化にも安定して県が維持していくことができる点がすごいメリットだと思うんです。1円損した、1円もうかったという比較の仕方だけではなく、やっぱり維持管理費なんかを排除していくことを——だって、今の交付税にせよ何にせよ、もう需要額の中に、これから増大する維持管理費に対する財源の保障はなされていないんです。

投資額の中から工面して、いかにメンテナンスに持っていくかという中で、これから何十年に係る事業で、維持管理の心配は全くないよというものは、比較材料の中で物すごい、二重丸、三重丸をくれてもいいような評価対象になるんじゃないかなという気がするものですから、ぜひ、もうちょっと幅広く情報提供をしていただければ。

○横山財産総合管理課長 委員おっしゃるとおりでございまして、貴重な資産でございまして、将来的に安定的で確実に運営できるということを考えながら、間違いのない方式を選んでいきたいと思っております。

○日高委員長 お願いいたします。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時28分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

そのほか何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午前11時28分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 日 高 陽 一